

平成 30・31 年度 建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

—上越地域消防事務組合—

上越地域消防事務組合が行う建設工事の入札等に参加しようとする方は、上越市建設工事入札参加資格審査規程（※）により資格審査の申請書を 1 部、消防本部総務課管財係へ提出してください。

※ 上越地域消防事務組合は上越市建設工事入札参加資格審査規程を準用します。

ただし、次のとおりとします。

- ・本文中「市長」を「組合管理者」と読み替える
- ・第 3 条第 1 項(4)及び(5)は除く
- ・第 5 条別記 4 その他(5)から(7)及び(10)から(13)は除く

1 資格審査申請をすることができる事業者

以下に掲げる事項のいずれにも該当しない事業者

- (1) 建設業法による許可を受けて営業した期間が 1 年を経過しない事業者
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていない事業者
- (3) 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始日の直前 3 年の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない者
- (4) 建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (5) 建設業法第 28 条第 3 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- (6) 健康保険法第 48 条、厚生年金保険法第 27 条及び雇用保険法第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者（届出義務がない者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者（以下単に「役員」という。）をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 法人であって、ウからオまでのいずれかに該当する役員があるもの

2 参加資格の有効期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間

(随時申請の場合は、入札参加資格が認められた日から有効期間が始まります。)

3 提出場所及び提出方法等

提出先	▶ 上越地域消防事務組合消防本部総務課管財係（上越南消防署庁舎3階）
提出部数	▶ 1部 ▶ 必ずA4ファイルに綴じ、背表紙下部に商号又は名称を記載して提出してください。（ファイルの色指定なし）
提出期間等	▶ 平成30年4月2日（月）から ▶ 期間中の土・日・祝日の受付は行いません ▶ 受付時間は8:30～17:00まで
提出方法	▶ 持参 又は 郵送 ▶ （宛先）〒943-0824 上越市北城町1-16-1 上越地域消防事務組合 消防本部総務課 管財係まで

※ 申請書等の様式は、当組合ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.joetsuarea-firedept.jp/youshiki/>

※ 持参・郵送等の場合とも、後日、審査の結果、不足書類等がありましたら連絡します。

4 提出書類等 ※該当する書類を表の上から順に綴じてください。

書類名等	対象事業者（※注1）				提出部数	作成時の注意等 （※注2）
	市内本社	市内営業所有	市外	該当者のみ		
建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）	○	○	○		1部	①
営業所一覧表（第2号様式）	○	○	○			②
技術職員数等に関する書類（第3号様式）	○	○	○			③
工事経歴書（補足資料1）	○	○	○			④
経営事項審査の総合評定値通知書のコピー	○	○	○		2部	⑤
経営事項審査申請時から3年前の事業年度工事施工金額 （補足資料2）				○	1部	⑥
消費税及び地方消費税の納税証明書 所得税（個人の場合）又は法人税（法人の場合）の納税証明書	○	○	○			⑦
暴力団等の排除に関する誓約書	○	○	○			⑧
委任状				○		⑨

健康保険等の加入状況が分かる書類のコピー				○	1 部	⑩
適用除外申告書				○		⑪
市内営業所に係る調査表（工事）		○				⑫
解体工事に係る調査表	○					⑬

※注 1 「対象事業者」の定義

市内本社……………上越市又は妙高市内に本社を有する事業者

市内営業所有…市外に本社を有するが、市内に営業所等がある事業者（委任の有無は問いません）

市外……………上記以外の事業者

該当者のみ……「市内本社」「市内営業所有」「市外」の区分に係わらず、該当する事業者

※注 2 作成時の注意等

① 建設工事入札参加資格審査申請書（第 1 号様式）

- ・様式の記入については、新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。
- ・申請者欄の印は代表者印（実印）を押印してください。
- ・「定期・随時」及び「新規・継続」欄は該当する項目を○で囲ってください。
- ・入居するビルなどの建物の名称も記入してください。

② 営業所一覧表（第 2 号様式）

- ・様式の記入については、新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。
- ・全ての営業所を記入してください。
- ・該当する営業所がない場合は欄外に「該当なし」と記入してください。

③ 技術職員数等に関する書類（第 3 号様式）

- ・様式の記入については、新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。

④ 工事経歴書（補足資料 1）

- ・入札参加資格審査申請時から過去 3 年度分の工事を全て記入してください。
- ・使用する様式は経営事項審査申請の様式又は任意の様式で結構です。

⑤ 経営事項審査の総合評定値通知書のコピー

- ・審査基準日が申請日の 1 年 7 か月以内のものを提出してください。
- ・2 部提出のうち 1 部はファイルに綴らないでください。

⑥ 経営事項審査申請時から 3 年前の事業年度工事施工金額（補足資料 2）

- ・経営事項審査申請時に、申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前 2 年の平均完成工事高を選択した場合（総合評定値通知書の完成工事高が網掛け部分となっている場合）に提出してください。
- ・経営事項審査申請日の属する事業年度の開始の日の 3 年前の事業年度の年間平均完成工事高を記入してください。例：H27・28 年分の 2 か年で経営事項審査を受けた場合は、H26 年分について記入

・共同企業体で施工した工事は、請負額に各構成員の出資割合を乗じた額を工事完成高としてください。

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		略	
			2年平均	評点 (X1)	元請完成工事高 2年平均	略
	土木一式					
	プレストレストコンクリート構造物					
	建築一式					

⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書、所得税（個人の場合）又は法人税（法人の場合）の納税証明書

・国税の納税証明書又はそのコピーを提出してください。

個人用：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」

法人用：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」

・証明年月日は申請書提出日以前 3 カ月以内のものとしてください。

⑧ 暴力団等の排除に関する誓約書

・記載内容を確認のうえ住所、商号又は名称、代表者名を記入し、代表者印（実印）を押印してください。

⑨ 委任状

・契約に係る権限を営業所等の長に委任する場合に提出してください。

・委任した場合の入札参加業種は、受託者が有している建設業許可業種のみです。

⑩ 健康保険等の加入状況が分かる書類のコピー

・経営事項審査において、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、審査基準日以降に加入の届出を行った場合に提出してください。

・書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、申請書を受け付けます。

内容	健康保険・厚生年金保険の加入状況が「無（未加入）」から「有（加入）」となった場合	雇用保険の加入状況が「無（未加入）」から「有（加入）」となった場合
提出書類	以下のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格審査申請時の直近 1 か月分の領収書のコピー ・標準報酬決定通知書のコピー ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書のコピー ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受領印のあるもの）の事業主控えのコピー 	以下のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格審査申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書のコピー ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）のコピー ・雇用保険適用事業所設置届（公共職業安定所の受領印のあるもの）の事業主控えのコピー

⑪ 適用除外申告書

- ・経営事項審査において、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況のいずれかが「無(未加入)」となっている場合で、審査基準日以降に適用除外となった場合にのみ、適用除外となったことを証明する書類を添付して提出してください。
- ・書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、申請書を受け付けます。

⑫ 市内営業所に係る調査表(工事)

- ・市内に営業所がある場合のみ提出してください。
- ・営業所が複数ある場合は、営業所ごとに作成してください。
- ・ファイルに綴らないでください。

⑬ 解体工事に係る調査表

- ・市内本社で解体工事を希望する場合に提出してください。
- ・建設業法の改正により、平成31年5月31日までは、解体工事の施工に必要な建設業許可は「解体工事」又は暫定措置として「とび・土工・コンクリート工事※」となっていますが、平成31年6月1日以降は「解体工事」の建設業許可が必要となります。
- ※平成28年6月1日時点で建設業許可を有している場合に限りです。

5 その他

- (1) 不足書類がないように提出前に確認をお願いします。
- (2) 証明書類のコピーは、ほぼ原寸大でありかつ鮮明であるものに限りです。
- (3) 申請書の受付確認等を希望する者で返信用ハガキ又は封筒を同封する場合は、散逸ないようにクリップ等で留めてください。
- (4) 設計、測量、調査業務への入札参加を希望する場合は、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書提出要領」に基づき申請してください。
- (5) 経営事項審査の総合評定値は申請時の点数を申請の有効期間中使用します。
- (6) 申請後、次の事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出してください。
 - ・商号又は名称
 - ・営業所等の名称、所在地又は電話番号
 - ・代表者の氏名(法人)
 - ・代理人の氏名
 - ・許可業種
 - ・営業所等の新設又は廃止上記の他、廃業並びに営業譲渡等の重大な事項が生じた場合は所定の手続きが必要となります。
- (7) 記載された個人情報(契約に関する業務以外)は使用しません。公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律施行令第7条の規定により、入札参加資格を有する事業者の名簿を作成し公開します。

不明な点は、消防本部総務課管財係(TEL025-525-1195)までお問い合わせください